

# 非接触ICカード普及センター (CLIC)設立のご案内

## 「住民基本台帳カード」含む非接触ICカードの発行受託

平成15年5月1日付けで当協会内に「非接触ICカード普及センター」(CLIC: Contact - Less IC card deployment center)を設立した。CLICでは、住民基本台帳カード等の非接触ICカードの発行、ICカードとリーダ/ライターとの互換性検証、ICカード応用システムに関する自治体等へのコンサルティングの事業を行う。

### CLIC設立に至る背景等

本年8月25日から、住民基本台帳カード(住基カードと略称)が希望する住民に各市区町村から配布される。当面、住基カードは住基ネットサービス(住民票の発行や転入・転出等の手続き)での利用が予定されているが、近い将来においては、公的個人認証サービスや市区町村が独自に条例により定める各種行政サービスへの利用が期待されている。

さらに住基カードは、e-Japan重点計画に基づき、政府が推進している電子申請システムの本格稼働時には行政機関への電子申請手続きの本人確認の際に利用される予定である。

当協会では、新世代ICカードの開発、ICカードを利用したIT装備都市研究事業の実施等、永年に亘るICカードに関する開発実証事業を通じて、次世代のICカ

ードである「非接触ICカード」の技術を蓄積してきた。今までの実績は国内のみならず国際的にも高く評価されている。最近では、経済産業省が実施している汎用電子申請システムの開発を通じて、ICカードと電子申請システム間のコラボレーションについても十分な技術の蓄積ができた。

このような背景をベースとして、非接触ICカードおよびその応用システムの普及を加速するためにCLICを設立したものである。CLICは国内のカードメーカー、リーダ/ライターメーカー、カード発行機メーカーの協力を得て運営される。

### 主な業務内容

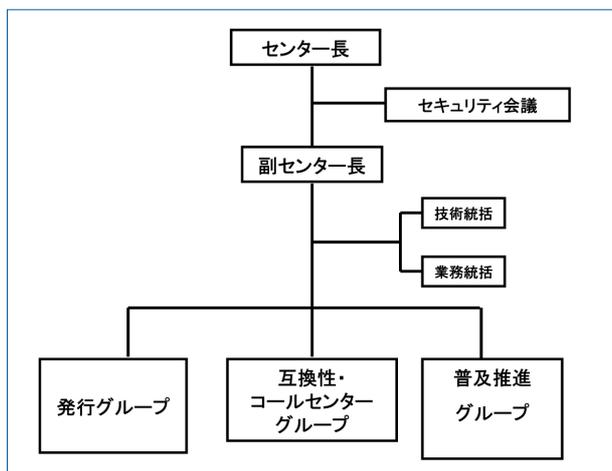
#### 1 非接触ICカード発行業務

市区町村、法人等からの委託により、国際規格に準拠した非接触近接型ICカードタイプBの発行を行う。住基カードについては、全国の市区町村より、カード発行業務を受託する。

- ・発行カードは、Type Aカード(自治体等のカード発行者が事前に利用サービスを書き込む方式)およびType Bカード(サービス提供者が書き込む方式)の2種類とする。
- ・市区町村が独自にデザインしたカードについても仕様の範囲内で受託発行を行う。
- ・カードの種類は、非接触ICカード(非接触インタフェースと接触インタフェースを併せ持つコンビ型ICカードを含む)とし、対象カードのメモリー容量は、32KB、512KB、1MBとする。

#### 2 互換性検証業務

非接触ICカードや非接触リーダ/ライターの互換性を



非接触ICカード普及センター(CLIC)組織

ご参考

## 札幌市の「住基カード関連システム」に対するコンサルティング・サービスを開始

財団法人ニューメディア開発協会は「非接触ICカード普及センター」の業務の一環として「住民基本台帳カード関連システムの互換性検証コンサルティング・サービス」を開始すると共に、札幌市に本サービスを提供することを発表した。

本年8月に全国の地方公共団体が交付する住民基本台帳カード(以下、住基カード)は、一つの地方公共団体のみならず、複数の団体において複数のカードサービスを共通に実現するなど、これまでになく付加価値の高い行政サービスの容易な提供を可能とする、きわめて利便性の高い電子ツールである。

特に、政令指定都市や中核市では、周辺の市区町村から多くの住民が通勤・通学などで往来し、住基カードを用いた広域電子行政サービスへの高いニーズが予想される。

このような広域電子行政サービスを円滑に推進するためには、住基カードを始めとする各種機器・システムに対して、技術的により高度な互

換性を確保し、さらにこれを考慮に入れた導入プロセスが必須となる。

当協会が提供するコンサルティング・サービスは、これまでのICカードに係るさまざまな研究開発プロジェクトで培われた技術・導入ノウハウを活用し、政令指定都市および中核市における住基カード関連システムの円滑な導入・運用に関する課題を解決することを目的とするものである。

また、このサービスは、合併事業関連団体や広域サービス検討団体に対しても、きわめて有効なサービスになるものと考えている。

当協会は、IT装備都市研究事業における120万枚の非接触ICカードの互換性を確保した実績を基礎として、政令指定都市、中核市および市町村合併予定地域がその都市内等を生活圏とする多くの住民に対して行う、付加価値の高い電子行政サービスの基盤整備をサポートするための「住民基本台帳カード関連システムの互換性検証コンサルティング・サービス」を提供して行くことになった。

検証する。

互換性が検証された製品については、メーカーおよび製品名の公表と、概当メーカーには互換性検証確認済の証明書を発行する。

- ・標準仕様の策定と公開
- ・互換性：ICカードおよびリーダ/ライタ機器
- ・検証項目：電波特性試験、機能試験(クロステスト)
- ・ホームページでの公開 等

### 3 技術コンサルティング業務

地方自治体が非接触ICカード、リーダ/ライタ、カード発行機等を導入する際の技術的な問題解決のため、また、標準仕様の普及活動のために技術的なコンサルティングを実施する。

さらに、協会内にコールセンターを設け、地方自治体からの質問等について常時対応する。

- ・住基カード関連システムのリストアップと現地調査
- ・自治体向け現状報告
- ・住基カード関連システムの互換性検証テストの実施
- ・コールセンターサービス

## お問い合わせ・連絡先

財団法人ニューメディア開発協会

非接触ICカード普及センター

担当：山崎、林

コールセンター

電話：03-5418-5120(直通) 03-3457-0672(代表)

Mail：clc-info@nmda.or.jp

URL：http://www.nmda.or.jp/clc/index.html

住所：〒108-0073東京都港区三田1-4-28

三田国際ビル23階

### 用語の説明

**当協会の事業内容** 経済産業省の認可団体であり、ニューメディアブームの先駆けとなったHi-OVIS Projectを実施するために、1972年に設立された。これまで、ICカードの開発実証に加えて、地域情報化、都市情報化、メロウ・福祉情報化などを推進している。最近では、経済産業省への申請業務における手続きをインターネット経由で行えるようにするための「汎用電子申請システム」の開発や、全国21地域(プラス2)において「非接触ICカード」を120万枚以上配布し、ICカードの公的利用や民間利用を促進する「IT装備都市研究事業」のような大規模プロジェクトを実施している。

**ICカードとは** キャッシュカードやクレジットカードと同じ寸法・厚さ(縦54.0mm×横85.7mm×厚さ0.76mm/国際規格では、ID1型カードと呼ぶ)のカードに、処理や記録機能を行うために設計された集積回路(IC)チップを内蔵するカードの総称である。ICカードには、大別してICと外部機器との間に電気的に接続する伝導端子を有する「外部端子付ICカード」と、伝導端子を持たずに電磁波で交信する「非接触ICカード」(JISでは、外部端子なしICカードと規定)の2種類がある。住民基本台帳カードとしては、非接触ICカード、または非接触ICカードに外部端子が追加されたICカード(コンビ型ICカード)のどちらかで、セキュリティを強化するためにCPUを搭載し、暗号処理機能(例：RSA暗号、鍵長1024bit)を備えているものが用いられる。

**非接触ICカードとは** 非接触カードには、交信距離により密着型(3mm以下)、近接型(10cm以下)、近傍型(70cm以下)の3種類がある。さらに、近接型ICカードには「電波出力と信号インタフェース」の処理が異なるタイプA、B、Cがあり、2000年7月にタイプAおよびBが国際規格に制定されている。住民基本台帳カードは、国際規格に制定され、記録データの安全性や多目的利用に優れた近接型ICカードのタイプBを採用している。一方、交通系の日本鉄道サイバネティクス協議会では、処理速度を重視して高速処理に適したタイプCを採用している。(国際規格化作業において、タイプCを追捕にすべく検討中。)

**ICカードの発行とは** ICカード発行業務には、大別して「カード製造者」が行う一次発行と、「カード発行者」が個人データを書き込む二次発行がある。この2つを総合して、カード発行と称している。当センターでは、主として二次発行を行う。一次発行データにはメモリ領域の設定や、利用業務毎の共通管理要素(例えばパスワードの桁数、暗号処理方式など)がある。多目的利用の場合は、加えて利用業務そのものを書き込み、カード発行者に納入する。いずれの場合でも、輸送途上の紛失や盗難からカードを守るために輸送鍵を設定し、解除しない限り、個人データの書き込みはできない防衛策をとっている。

**互換性検証とは** 現在、近接型ICカード用チップの製造企業は5社、これらのチップに基本動作のOS/カードの暗号処理プログラムを含むを搭載してカードを製造する企業が7社、さらにこれらのカードと接続機器とのインタフェースを持つリーダライタの製造企業が9社ある。いずれも、カードおよび機器の開発仕様は、国際規格に準拠している。しかし、国際規格では伝送プロトコルやノイズ処理などで詳細な仕様書までは規定されていないので、当協会が、中立的な立場から「統一仕様書」を作成すると共に、各社の製品を相互に組み合わせた「互換性テスト」を行い、動作を検証する。

**Type1カードとType11カードとは** 住民基本台帳カードには、Type1カードとType11カードの2種類がある。記載データの防御などの安全性に差異はないが、条例で規定された市町村独自利用サービスのための「メモリの空き領域」への登録および運用管理が異なる。Type1カードでは、カード発行者(市町村または委託先事業者)が、市町村独自利用サービスを空き領域に書き込む。これに対しType11カードでは、主として市町村が認定したサービス提供者が空き領域に書き込まれる。